名称			内容	連絡先
外国人の方の引越しに伴 う、在留カード等の住所 変更について		在留カード等の てから 14 日以 す。	町民課 0796-36-1110	
特別永住者証明書の有効期間更新等の申請について		特別永住者証明は、申請期限を		
被災地域から香美町への 転入届について		転出証明書の扱っていない場合とで転入届の多		
マイナンバーカードの再 発行について		マイナンバース		
マイナンバーカード電子 証明書の暗証番号の初期 化について		避難先市区町村化、再設定が可		
国民年金保険料の免除・納付猶予について		申請により、国ます。(令和な者:被害が最も		
児童手当・児童扶養手当について			転入届が遅れた場合も、災害特例に より転入日の翌月分から支給できま す。すでに香美町に住所がある方で も、ご事情によっては災害特例が適 用されます。	福祉課 0796-36-1964
避難先で生活に困窮する場合、被災者の事情を考慮 は避難者への生活保護について した相談を受け付けています。		福祉課 0796-36-1964		

子育て短期支援事業(シ		保護者の疾病などにより、家庭で児童の養育が一時		
ョートステイ・トワイラ		的に困難など保護することが必要な場合、 児童養護		
イトステイ) について		施設等において一定期間保護します。 利用には申請		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		と別途利用料が必要になります。		
		令和6年能登半島地震により、兵庫県内に避難され		
		当座の生活費を要する世帯		
		(1 か月以上居住予定) 等に対して次のとおり資金		
緊急小口資金(特例貸付)		の貸付を行います。	香美町社会福祉協議会 0796-39-2050	
~令和 6 年能登半島地震特 	导例 ~	●金額 10万円以内(条件によっては20万円以		
		内) 無利子		
		●償還期間 2年(24 回払)以内		
		・被災により被保険者証等を紛失又は自宅等に残し		
		て避難している方は、氏名等をお伝えいただけれ		
		ば、被保険証の提示がなくても保険診療や介護サー		
被保険者証等の提示等につ	いて	ビスが受けられます。	健康課 0796-36-1114	
(医療保険・介護保険)		・医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の免除ま	福祉課 0796-36-1964 香住病院 0796-36-1166	
		たは猶予があります。(対象要件あり。令和6年9		
		月末まで) 申請不要 医療機関・薬局等 厚生労働省		
		から医療機関等へ通知あり		
町営住宅の一時提供につ		町営住宅を2戸、一時提供します。原則6カ月以	建設課	
いて		内、最長1年まで延長可能(家賃・敷金は免除)	0796-36—1961	
		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生・幼		
放課後児童クラブについて		稚園児(香住幼稚園在園児を除く)等を対象に適切		
		な遊びと生活の場を提供します。 平日:幼稚園・学	こども教育課 0796-94-0101	
		校終業時から 18:00 まで。 土曜・長期休業期間:		
		7:30 から 18:00 まで。利用料:月額 7,000 円。	3733 31 3131	
		教育委員会が特に必要と認めた場合は、負担金の減		
		免を受けることができます。		
		·		

		香住幼稚園在園	現に対し、降園後、適切な遊びと生	
		活の場を提供し)ます。平日:幼稚園降園時刻から	
幼稚園預かり保育事業 		18:00 まで。土	曜・長期休業期間:7:30 から 18:00	
	m issue-aare	まで。		
保育所等や一時的保育事	□流流 第回 施設の受け入れ状況によりますが、未就学児の保育		こども教育課 0796-94-0101	
業の利用について		所等の利用や一		
就学援助制度 · 特別支			労技で必要にわる奴隶の 如ナ 短叶	
援教育就学奨励費制度に			学校で必要になる経費の一部を援助	
ついて			します。	